

昭和五二年一二月一〇日第三種郵便物認可

おみやげ

発行所 || 社会通信社

発行人 || 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079

振替 || 東京0-58431

労金 || 東京労金本店 No.50234

購読料 || 月額 400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■卷頭言 ■

地域労働運動の継承・発展のために
広がる熱意と自発性

〔十七・七大阪集会〕の成功をめざす

「連合」発足に「反首切り・逆行革闘争」を

大阪総評大会の報告

日教組有志が全国代表者会議を開催

注目される日教組の動向

資料1 全国代表者会議(第一回)開催のよびかけ

資料2 全国代表者会議(第一回)「声明」

守勢から攻勢への出発点に

国労大会の報告

核廃絶への大きな一步

資料3 米・ソ共同声明

社会党が「党改革」でプロック会議

資料4 「組織改革の具体的構想案」への意見書

書評 「喜怒哀楽の交通学」

◇「社会通信」創刊一〇周年記念 ◇

「十一・七全國學習会」のご案内

読者からのおたより

十・二・五「党建協代表者会議」に参加しよう

各地の運動

13

11 18 17

16 14 14

12 7

旬刊社会通信

NO. 349

一九八七年一〇月二一日

(一九八七年一〇月二二日発行)
(毎月一日・二一日・二二日三回発行)

■卷頭言■

地域労働運動の継承・発展のために

「十・二一集会」に参加しよう

労戦再編成の問題は、総評が七月大会で、「一九九〇年解散」を決めたため、主要な舞台は県評、地区労の地域段階へと移った。地県評大会は八月二六日から始まつた全道労協の大会をはじめとして、現在、総評方針をめぐり激しい論議が展開している。

これまでのところ、修正案が提出され、その修正案を執行部が受け入れざるをえなくなつたのは兵庫県評・高知県評、さらに山梨では国労甲府支部、国労身延地協の修正動議がうけいれられ、「県労連労戦統一方向委員会」で討議されることとなつた。

静岡県評では、「一九九〇年を目標に統一口カルセントーを発足し、県評を解散する」との方針が自治労、国労、金属共闘の三組合の修正要求で、方針案の全面修正となつた。東京、鹿児島は流会、和歌山では一二月に延期。そして京都では「反自民・反独占・革新統一」をスローガンとする執行部が成立した。

方針案がそのまま採択された地県評でも神奈川が典型だが、四つの「補強意見」「意見書」「修正案」が出されるといったように、大荒れの状況だ。総評中央の自信喪失も伝えられる。

こうした地域での活動を背景に、総評地域労働運動交流会が開かれる一〇月二二日、愛媛県・松山市で「地域労働運動の継承・発展をめざす一〇・二一集会」が開かれる。全国十ブロックの地区労議長・事務局長がよびかけたものだ。「よびかけ」はこう訴えている。

「総評第七七回定期大会は、全国の多くの県評、地区労の危惧の中で、一九九〇年の労働戦線の全的統一・総評解散を決定しました。この決定とともに、総評機能の縮小が進められ、地方事務所の閉鎖をはじめ、地域労働運動を支えている総評地方オルグへの財政削除などが具体化しています。同時に、一九七七年から始まつた総評主催の『地域労働運動を強める全国集会』も、今後どうなるか予断を許さない情勢にあります。

総評労働運動の最大の財産は、国民春闘を組織し、日本の労働者・勤労国民の利益を代表して独占資本と闘つてきたことです。また、反戦・反核・反基地などの護憲平和の旗を高く掲げて、日本の平和と民主主義を守ってきたことです。こうした反独占・生活擁護、首切り合理化反対・権利確立、平和と民主主義を守る闘いを地域で組織し、多くの労働者、勤労国民への影響力を高めたのが地区労を中心とする地域労働運動でした。総評が、日本労働運動を構造的に代表するといわれたのも、こうした地域労働運動の存在を抜きに考えられません。

国民春闘・地域春闘を継承・発展させ、反戦・反核平和運動の強化をはかり、未組織労働者の組織化や地域における労働者の権利擁護の砦としての地区労運動を守り抜き、これを大きく发展させることこそ、総評労働運動の『良き財産』を継承・発展させることではないでしょうか。

そのためにも地域労働運動の交流と意志統一の場として、地区労の发展に大きな役割を果たした『地域労働運動を強める全国集会』を根絶やしにさせないと目的に、『地域労働運動の継承・発展をめざす一〇・二一集会』へのご賛同とご参加を全国のみなさんによりかけるものです。時機に適したよびかけだ。場所は松山市の「文教会館」。地域労働運動の前進のため集まるう。

広がる熱意と自発性

——「一〇・七大阪集会」の成功をめざす——

「総評労働運動の歴史と伝統を守り、継承・発展をめざす一〇・七集会」という長い名前の集会が大阪で三〇〇〇人目標で開催される。

全港湾関西地本・山本敬一、国労大阪地本・三宅浅男、両委員長が呼びかけ人であるが、大阪労働運動研究センター幹事会での討論と決意がそのベースとなつてゐる。

言うまでもなく、総評大会での国労、全港湾共同修正案の立場、すなわち、いわゆる「五項目・三問題」の解決のないままの偽りの「全的統一」と九〇年の総評解体、それにむけた「連合」の発足に反対をしていくあらゆる勢力の結集というのがその内容である。

この呼びかけに応えて第一回実行委員会（賛同人会議）が九月一六日、三五〇人を結集して開催された。翌日は、中央に合わせて九〇年解散と平和人権センターの設置を決める大阪総評大会である。したがつて当日の結成に対しても陰に陽に妨害や圧力がかけられた。賛同人は一〇〇〇円の申込金を払うという「非常識」な形をとつたが、事務局の予想をはるかに超えて九月末日で六三七人を突破した。

機関決定や上部からの指令、指示に依存したりアキラメたりせず、あくまで一人ひとりの情勢判断と決意に依拠しようという事であり、それに呼応する仲間たちのたち上がりである。

大阪総評大会では、「連合と官公労の合併は、『進路と役割』に対し、官公労としての統一条件、綱領、運動方針を対等合併であり、総評運動継承を願うならその中に入つてモノを言え」という執行部側の欺瞞に対し、国労はじめ数単産より鋭い追及と修正案提出が行われた。

統一懇親だけでなく、全港湾・国労やこれまで地区評・地協運動を担い続けてきた活動家からも憂慮の発言が相次いだ。「地区評・地協では平和カンパニアだけでなく、争議支援、中小支援、未組織の組織化、反行革・交流を作り出してきた。『平和人権センター』で果してカバーしきれるのか」（東南地区評）、「総評運動を我々こそ忠実に実践してきたが、解散指令にも忠実に従うのが総評運動を守ることなのか」（東地協）、「連合が反行革・反首切り闘争をとり残すのは目に見えている。全的統一を本気で言うなら、この三年、その闘いに全力あげるべき。残念ながらその方針は見当らない」（全港湾）。採決では四〇〇のうち、原案支持二九九、統一懇親修正案九五（国労修正案は若干上積み）となつたが、「対等合併」なる欺瞞が暴かれる時、二九九は一枚岩でない事が明らかになろう。

また、情報通信労連は原案をとびこして「地方連合準備会を官公労の一部を加えて発足したい」と早くも足並みを乱している。電機、電力、私鉄とすでに裏工作は始まつてゐるとも聞く。そして発言の最後に「一〇・七集会なるものは総評大会決定違反、連合にサオさすもの。幹事会が自制の指導を」と、思わぬ「宣伝」までしてくれた。彼らにも焦りがあると見る。

国鉄闘争のあの準備期にも似た熱意と地域からの自発性がひろがつてゐる。職場や地区段階の学習会が次々と始まつた。

統一懇対総評という対立の図式を崩し、国労、全港湾を軸に、単産・単組と活動家の「かたまり」を結集し、逆行革・反合理化の大衆闘争を右翼再編に対置していく事が課題である。お隣りの京都、兵庫に遅れ、「左派結集」を口にするのはおこがましいが、中央右派単産の三役を輩出する大阪の「小さいが大きな前進への一步」である。

（大阪 M）

「連合」発足に「反首切り・反行革闘争」を

——大阪総評大会の報告——

早くも店じまい

大阪総評第四回大会が九月一七・一八日に開かれた。大会の焦点は言うまでもなく労戦問題であった。議案の『地評運動の基調』〔三〕「大阪における唯一のナショナルセンター結成にむけて」の項では次のような方針が提起されている。

①「一九九〇年の地評大会までに大阪における唯一のナショナルセンター結成を目指す。そのため、本大会後ただちに、大阪同盟、大阪中立、新産別の各労働団体に『労働戦線統一準備会』の設置を要請する」、②「全民労協加盟単産に、全的統一のローカルセンターが結成されるまでは、『連合の地方組織を設けない』方針で対処することと、併せて全的統一の実現までは、大阪地評への併存加盟の態度を明確にされるよう要請する」、③地区評、平和・反核・護憲などの運動の「すべてを労働戦線の統一によつてカバーすること」は現実のうえでもつかしい。したがつて、こうした運動の継承を考える場合、選挙区単位に組織している『地域運動の母体』を継承する形で『大阪平和人権センター（仮称）』の結成を目指したい、④「この『平和人権センター』には、護憲連合、大阪軍縮協、日ソ親善協会、日朝共闘など既存のカンパニア組織を整理統合する方向で関係組織と協議する」、⑤「『平和人権センター』の結成……の目標を一九八九年におく。（その）設置について協議する機関として、民間、官公労、地区評代表を含めた『平和人権センター設立準備会』を常任幹事会の諮問機関として設置する」等である。

大会の来賓として、大阪同盟会長、中立労協議長、新産別代表幹事が揃いぶみで出席した事が注目される。今年のメーテー「統一」以後の労働四団体の蜜月ぶりを如実に示している。

「対等合併、全的統一」のギマン

岡本議長挨拶では、議案の内容の他に、「官民分断は労働者にとって不幸。人効・仲裁の凍結、国鉄の分割・民営化等の行革攻勢で痛感させられた。自治労、全通等も一九九〇年全的統一を決定した。全民労連加盟総評一八单産（実際は一四单産）は連合と総評の両方で運動、財政とも頑張り、官公労と一緒に全的統一の実現に努力している。一方で交通・運輸の産別大連合結成の動きもある。地評方針で全的統一を不動のものにしてほしい。大阪の統一懇が地評大会を待たずに大阪の左翼労戦ローカルセンター結成の方針を決定したが、これは逆選別の分断固定化につながる。全民労連と官公労の合併による全的統一は、連合の綱領、運動方針たる『進路と役割』に対し、官公労としての統一条件、綱領、運動方針を対置し、一致点を求めるものとして対等合併に取り組む」等と述べられた。

国鉄闘争本番で大衆闘争を放棄したばかりか、国労分裂の首謀者達の作った鉄産総連の加盟を多数の反対を押しきつて決定した責任など微塵も感じないようである。また連合加盟単産が早々と総評運動から引き上げを開始している事実や総評が連合会費の四割も肩代わり負担するという事実を知つていながら白を黒と言つてはばからない姿勢に、今進んで

いる「全的統一」の本当の姿を見る思いである。そして、「全的統一」があたかも「対等合併」であるかのように言いくるめるに到つては何をか言わんやである。

『進路と役割』にもとづく「連合」の発足を総評が容認し、規約では『進路と役割』の遵守を厳格に義務づけ、その改廃や他団体との合体・統一、国際自由労連からの脱退等、重要事項はすべて加盟組織ごとの人員にもとづく比例採決の三分の二以上の賛成を要する等と、がんじがらめに総評民間一四単産がおかれている状況でどうして対等合併など想定できようか。そもそも対置すべき統一条件 総領、運動方針が本当に総評運動を継承できる内容だと言うなら、なぜ「連合」発足を前にした今年の総評大会でそれが開陳され、「連合」発足に待つたがかけられないのか。

そもそも総評や官公労代表（自治労や全通が中心?）が今後「対置」しようとする内容自体が、すでに『進路と役割』と大同小異の「反共労使協調、合理化賛美、選別排除、国際自由労連加盟、野党再編」「社会党解体」という代物にすぎないとすれば、見かけだけは「対等合併」、実際は総評の同盟路線への全面屈伏の「吸収合併」に他ならない。

大会討論の三つの流れ

大会討論では二二人の代議員が発言し、自治労の女性代議員と三菱金属・西浦代議員の大坂精鍊所移転反対闘争の報告以外のすべての発言が労戦問題にふれた。

討論は三つの流れを明確に反映した。第一の流れは、連合結成と九〇年「全的統一」方針を支持し自らも積極的に推進しようという内容であり、全通・菰田・自治労・大阪市職・宮脇、全国一般地本・熊沢、大教組・一五単組・箕面教組・青木、大阪水労・奥田、全国金属・東山、情報通信労連・全電通・中井の九人であった。もつとも、大阪市職、大阪水労の発言では総評解体後の運動継承への不安もふれられてはいた。

第二の流れは、連合と総評の対応は労戦の右翼再編であり、総評解体に反対という統一労組銀系の発言である。自治労・衛都連・岩田、自治労・府職・長坂、大教組・安葉、田中、同・松村、新聞労連・河本、住都労・山田、国労（革同）・上原の八名であり、自治労、教組の代議員は「眞のナショナルセンターの確立」を主張した。

この立場からは、五本の修正案が提出された。国鉄闘争に関して一行の言及もない原案に対して国鉄闘争強化について運輸一般と大教組から、春闘総括について労戦にもふれて大阪医労連から、労戦問題について国労、全国税など国公六単産、大教組から別々に三本、「みな教連」問題、選挙・政治闘争、反核闘争、朝日新聞襲撃事件・共産党幹部宅電話盜聴事件、部落解放闘争について大教組からであった。

国労修正案については、前日の「一〇・七集会」実行委員会の舞台裏で全港湾・国労共同提案の働きかけが国労側からなされ、文案についても全港湾の意を汲んだものとなつたが、全港湾三役に諧る時間的余裕もなく共同提案には到らず、提案されれば賛同の発言を行うという全港湾側の態度を受けての提案であり、文言上はそれなりに配慮された内容ではあつたが、国労からの修正案提案者（波部氏、西日本本部新委員長）も発言代議員の両方ともが革同（共産党グループ）であり、総評・社会党運動を担ってきた立場からの訴えは聞く事ができなかつた。

第三の流れは、総評解体を危惧し、地域運動、反首切り闘争など総評運動強化をもとめ

るものであった。単産からは全港湾・建設支部・尾崎委員長、東南地区評・小川事務局次長（専従）、東地協・西浜（労金）、西成地協・野崎（全港湾建設支部）の四名である。

尾崎氏は「全民労協発足後の総評の態度を見れば、同盟路線への吸収合併を狙う連合に對して総評が対等合併を実現できるかどうか疑問。今の延長には全的統一はない」と見る立場から連合には参加保留。しかし、社会党、共産党的政治論議、空中戦に消耗感覚える。連合参加単産内部にも労戦への危惧あり、統一労組懇にも運動の誤りなかつたか。双方が単産決定にしばられて発言するだけでは建設的でない。連合発足で、首切り合理化、逆行の闘いが取り残される事は明らか。国鉄、自治体、教育への攻撃に對して総評としてどうこの三年間闘い、ハドメをかけるのか考えなければならぬはず。国労修正案に文言上は同感だが政治的議論には与したくない。連合反対といふと統一労組懇が抱きついてきて迷惑。しかし、連合には行かない、行けないとあるはず。そこが何をやるかが重要。

中小対策本部が地域労働運動とながれば運動を主体的に形成できる」と発言した。国労との歩調のこともあってか、場内は静まりそれなりに聞かせる発言ではあった。東南の小川代議員は、中小支援、争議支援、未組織の組織化、逆行革交流や平和運動の東南地区評の実績を述べた後、「平和人権センター」が果たしてそれらをカバーできるのか疑問。地区評、地協残し、総評運動継承を」という内容で、これも闘いの総括をふまえた聞かせる発言であった。

二九九対九五に二分された採決

討論の後、事務局長答弁があり、人べらし合理化反対と国鉄闘争強化の大教組修正案は受け入れ、その他は採決となつた。大阪医労連修正案等から採決、九五票で少数否決。以下は同じく少数で否決とされ、国労修正案がどの程度支持を上積みしたかは明らかではない。国労の社会党代議員が当然加わつた事は事実だが、全港湾は保留（賛成に挙手せず）であつたから、大きな上積みはなかつたものと思われる。原案賛成は四〇〇名の代議員中二九九名であり、お隣の兵庫や京都のような「左派結集」は表面上は実ることなく、執行部側に社会党系はほぼ全体がからめとられたと言えようか。

ちなみに、全電通から「一〇・七集会なるものは総評大会決定違反。連合の流れに竿さすもの。自制するよう指導せよ」との発言があり、ただちに全港湾が「議事録抹消」の緊急動議提出。全電通が「抹消承服できぬ」と応酬。会場が色めきたつ場面もあつたが、そのまま相打ちで沙汰なしとなつた。

また全電通からは「官公労一部単産を含め連合地方組織早期結成」が議案を無視して言われ、他方大教組からは「平和人権センターなるものには大教組加盟せず」と断言、双方の突出ぶりも目だつとともに、大阪総評の解体はすでに始まつてゐるという感を強くした。

職場、労組から総評解体反対の声を上げよう

「一〇・七集会」にむけた九月十六日の実行委員会結成は約三五〇人の参加者を得、賛同人はすでに五五〇人を突破したが、われわれはその程度の小さな「成功」に安んじることなく、「一〇・七集会」三〇〇〇人結集を全力で成し遂げるとともに、自分の職場、労組で堂々と主張し、総評解体反対、全民労連反対の声を労働運動に押し上げていこう。

日教組有志が全国代表者会議を開催

注目される日教組の動向 |

日教組は、昨年五月以降、約一年半に及び右派の機関運営無視で「混迷」が続いている。この事態克服のため、九月九日、ひきつづき九月一八日に日教組の現状打解のための全国代表者会議が開催された。これは、八月一日以降、田中委員長が書記局に出てこないため、執行委員会も開かない、八月以降の予算もゼロという事態に直面し、「執行委員有志」が呼びかけたもの。代表者会議は、構成数（九〇単位組合）に対し九日、七〇組合、二八日には七四組合が参加した。

九日の会議は、「声明」を出したが、そのポイントは、(1)書記局維持、大会開催のための緊急な予算措置（これにより、書記賃金未払いによる「仮処分申請」という最悪の事態の回避）、(2)委員長に、中執会議を開き大会開催の手続きを完了するよう申し入れる、(3)委員長が代表者会議の総意にこたえない時は、再度代表者会議を開き、機能回復にむけた決断をすること——の三点。

田中委員長と右派は、「人事と労戦方針が党員協内で一致しなければ大会は開かない、参加しない」としている。それだけでなく、緊急予算措置のために各単位組合からの組合費送金に対して、「委員長の承認なしに（日教組に）支払うことはヤメロ」と銀行筋に圧力をかける、というバカげたことをやっている。

いづれにしろ、日教組の「混迷」打開の道は、先の全国代表者会議を契機に開かれた、といえよう。「党員協での一致」を「錦の御旗」にしてきた右派の策動は、組合民主主義という労働運動のイロハによって大衆的に打ち破られようとしている。総評が急ピッチで解体作業を進めている今日、日教組が大会でどういう労戦方針と新体制を確立するかが注目される。以下、日教組の動向を知つていただきため、関連資料を掲載する。

資料1 全国代表者会議（第二回）開催のよびかけ

日教組中央執行委員会有志二二名のよびかけにこたえて開催された「九・九全国代表者会議」は、真しな討議のなかで、日教組の現状打開にむけた一定の方向性を確認し、今、それは多くの教職員組合と組合員に圧倒的な支持を得ています。

以降、私たち有志二二名は全国代表者会議の総意をうけて、日教組の機能回復と統一と団結にむけ、最大限の努力を傾注してきました。

この間、九月九日には、全国代表者会議の満場一致採択された田中委員長に対する申し入れ書を所在不明のため、自宅宛電報により送付しました。

これに対する田中委員長の回答は、日教組の現状を憂慮して結集した全国の代表者の切実な要請にもかかわらず、これを拒否するという不当な内容のものでした。しかし、私たちは、全国代表者会議で確認された諸課題を実現するため唐川書記次長を通じ、委員長の所在を明らかにするよう求めると共に、執行委員会等の開催を強く要求してきましたが、田中委員長はこれらの要求をことごとく拒否してきました。

こうした経過をたどってきた九月一一日、全国代表者会議の意を受けた私たちは、執行委員会打合せ会を開催し、書記賃金、書記局維持費等の緊急事項に対する一定の予算措置をとり、最悪の事態は一応回避することができます。もとより、これをもつて日教組の危機的状況が基本的に解決されたわけではなく、深刻な事態はますます進行しつつあります。にもかかわらず田中委員長はその後も依然として書記局に姿を見せず、中央執行委員長としての任務を放棄しているばかりか、自らの数々の規約・規定違反を重ねながらも「九・九全国代表者会議」を規約違反・無効呼ばわりしています。そればかりではありま

せん。田中委員長は、日教組運動の限りない前進を願つて納入された組合費を「財政部長は歳出に関する事務を管理する」という会計規定に反して、「支出を凍結するよう」東京労金をはじめ、日教組と取引き関係にあるすべての金融機関に圧力をかけるという許し難い暴挙にさえ出ています。

一方、反臨教審闘争、教育予算増額闘争、八七賃金確定闘争など、今、日教組が緊急にとりくまなければならない課題は山積しています。田中委員長が、このように中央執行委員長としての任務を放棄し、規約・規定無視、組合民主主義否定の態度をとりつづけるならば、私たちは新たな決意をもつて決起せざるをえません。

全国の皆さん！ 日教組の現状は一刻も放置できない極限まできて います。四十年の歴史と伝統を持つ日教組をここで崩壊させてはなりません。今こそ、日教組に結集するすべての教職員組合と組合員の英知と勇断をもつて輝かしい日教組の旗を守り通さなければなりません。

私たち中央執行委員有志二三名は「九・九全国代表者会議」の確認に基づき、日教組の現状を開示するため、左記の通り再度全国代表者会議の開催を呼びかけます。すべての教職員組合の参加とすべての組合員の支持を私から訴えます。

資料2 全国代表者会議（第一回）「声明」

私たち、七〇都道府県・高・政令都市・大学・私学の教職員組合の代表は、日教組中央執行委員会有志の「日教組の現状打開」の呼びかけにこたえ、全国代表者会議に参加し、これを成功させました。

私たちは、日教組をとりまくきびしい情勢とその打開策について真しに討議しました。

臨教審答申の具体化は着々とすすめられており、労基法改悪、教育予算増額闘争、八七賃金確定闘争、労働戦線統一への対応、さらには平和・民主主義にかかる問題など緊急課題は山積しています。

にもかかわらず、日教組は昨年九月延期された定期大会も未だ開催されず、八月から無予算・無方針の状態となり、四〇年の運動の歴史のなかで築きあげた国民の信頼も急速に失いつつあります。まさに、日教組は存亡の危機に直面しています。座して崩壊を待つか、立つてその打開をはかるか、その選択が問われています。

こうした状勢の下で開催された今次全国代表者会議は、次のことを満場一致で確認しました。

一、書記賃金、書記局の維持、大会開催の準備など緊急に必要な一定の予算措置をとること。

二、日教組の機能を回復し、きびしい情勢にたちむかい、組合員の要求にこたえ、六十万組合員の統一と團結をかためるため、田中委員長に対し、直ちに中央執行委員会を開き、定期大会開催にむけた諸手続きを完了するよう申し入れること。

三、田中委員長が全国代表者会議の総意にこたえないならば、私たちは日本の教育、国民の信頼、組合員の要求実現を重視する立場から、再度全国代表者会議を開き、日教組の機能回復にむけて新たな決意をせざるを得ないこと。

全国代表者会議に結集した私たちは、日教組に結集するすべての教職員組合と組合員に対し、さまざまな困難をのりこえ、日教組運動の前進のため、統一と團結を強く訴えるものです。

右、声明します。

一九八七年九月九日

日教組の現状打開のための全国代表者会議

守勢から攻勢への出発点に

—国労大会の報告—

国労の“権威”は拡大に

「労使共同宣言」路線を拒否した歴史的な修善寺大会からおよそ一年。国労組織は四万三千人となつた。だが国労の精神的権威は以前にも増して高まつた。階級的労働運動のけん引車としての国労の地位に、いささかの搖るぎもない。

その国労は九月二日から四日間、東京・九段会館で第五回定期大会を開いた。大会の任務は大きく四つであった。第一に修善寺大会の選択の正しさを再確認し、全組合員の確信にすること、第二に新しい情勢のもとで今後も職場の組合員にしつかり依拠した運動を貫き進めていく態勢をつくりあげていくこと、第三に基本路線をどう具体化するのか、職場で歯をくいしばつてがんばつている組合員に突破口を示すこと、第四に労働戦線統一問題で基本方針を決定することである。

外と内之力が呼応

大会は内野と外野の力が融合し、大いに盛り上がつた。

第一に外野が内野を力いっぱい激励した。大会初日の六時から同じ会場で、「国労がんばれ！」国鉄闘争と連帶し、共に闘う九・一二集会」が開かれた。総評三顧問ら八氏のよびかけによるものだ。会場内外が三千人の熱氣で包まれた。それがどれほど国労組合員を上げましたかは、地方の代議員や傍聴者が「東京がうらやましい」と口々に語つていたことも明らかだ。

大会二日目の午後二時、同じ九段会館の一室で「国鉄闘争支援東京労組共闘会議」が結成された。都労連の宮部民夫委員長ら都内一三労組・労働団体の委員長らがよびかけたものだ。同会議は、国労攻撃を日本労働運動そのものの解体をねらう攻撃と位置づけ、あらゆる不当労働行為、差別・選別、首切り「合理化」に反対し、働く者の権利を守っていくことを運動の基調としている。

この会議の結成で国労は東京会議とあわせ、国労運動を発展させる二つの根拠地をもつこととなつた。

第二に内野も外野の激励に応え、「守勢から反撃、攻勢へ」の態勢づくりに、大きな一步を踏み出したことだ。大会論議は鋭く活発であつた。経過報告で一五人、方針討論で四五人が発言した。論点は(1)清算事業団を中心とする雇用の問題、(2)労働協約改訂闘争、(3)組織拡大・強化、(4)出向・不当配転とのたたかい、(5)労働戦線問題等である。

どの発言も心を打つた。圧巻は樺村代議員の代表討論だった。

「この二ヶ月間に四つの忘れられない経験をした。一つは組合員と家族一七人が盛岡車掌区長と会見し、報告集会を開いた。二つめは、国労の地労委申し立てを新聞で知つた、昨年秋に結成されたばかりのパート労組の人たちが翌日駅頭でチラシ配布をしてくれた話。三つめは、夏季手当カットに対し見舞金と決め、それを完遂したこと。

それらの経験から、何よりも最初に家族に理解してもらうことが大事ということ、どんな小さなことにも力の限り臨むこと、そして共闘の場に臨むことが運動を広げる要件だということ、差別攻撃に対しても助け名つていくという努力の中から相手の狙いを打

ち破つっていくことの重要性などを学んだ。

四つめに、退職前退休職に入ったことで国労を脱退したという人から『話を聞いてほしい』といわれ、話し合った経験。地本の専従者として何をやつてきたのかと、おのれの不甲斐なさを痛感させられた。

全国いたるところにあるだろう。これらの事例は、労働組合はいかにあらべきかを教えている。働く者に耳を傾けぬ運動は必ず限界を迎える。五年、十年の展望をしつかり持つて粘り強く闘う中から真に闘う労働組合をつくりあげることだ」

三点に闘いを集中

国労大会の第一と第二の課題はこうして達成された。

また第三の課題について、六本木委員長は「どこにたたかいを集中するか」と前置きして、この一年間の闘いの集中点をこう明らかにした。

「第一に差別反対。差別は会社側の最大の弱点でもあり、まさに大義名分はわが方にある。第二に雇用確保。『一人も路線に迷わせない』公約の無視を許すわけにはいかない。減量『合理化』、倒産攻撃と闘っているすべての労働者との共同闘争が必要であり、そのための戦線づくりをやりぬかねばならない。

第三に『緊急八大要求』の実現と労働協約改訂の闘い。八大要求はJR全労働者の要求であり、他の全組合にも『これまでの行きがかりを捨て、現場で苦しんでいる組合員の立場に返り、八大要求実現のため共に闘おう』と訴えたい。現在の労働協約は職場の労働運動を封殺し、争議権の骨抜きをもくろむものだ。協約改訂闘争は、この点をしつかり踏まえて具体的な闘いを進めていく。

第四に国鉄を国民の手にとりもどす闘い。当面の焦点は安全問題とローカル線、バス路線の存続要求であり、革新政党、総評、地県評、『国民の足』や『国鉄を守る国民会議』との共闘を重視したい」

「行かない、行けない組合の連絡会」結成の呼びかけ

第四の課題について、運動方針案に「(1)国労は労働戦線の再編成といえる『連合』には参加しない。(2)総評、地県評、地区労運動を継承発展させるため、闘う労働組合との連携・共同行動など積極的に展開する(3)総評の労戦統一対策委員会では、全的統一実現のために積極的に発言などをする。(4)地県評大会などでの地方の対応は統一して行う」とことを明らかにしていたが、大会冒頭、六本木委員長は、さらに具体的に「全民労連に行かない、行けないすべての労働組合の連絡会」結成を提案した。国労の眞髓ここにありとすべきであろう。

こうして国労大会は(1)スト権確立(賛成一九二名、反対二名)、(2)労働協約改訂にあたって、「無協約状況でもたたかい抜く決意」を固め合うこと、(3)反『合理化』闘争の再構築と雇用を守るたたかいに全力をつくすこと、(4)修善寺大会の路線を堅持し、たたかう組合の結集に努力することを確認し、四日間の日程を終えた。

ガンバレ！ 国労

しかし、国労の課題もまたおおい。第一に「連合」と密接不可分の関係にある交運労協への態度だ。結論は「産別共闘のあり方、全交通運動の継承・発展をどうするか職場討議資料をつくる」となった。

第二に政党支持問題についてだ。方針案は「日本社会党が労働者・勤労国民の経済的要求と平和・民主主義などの諸課題で一層奮闘することを心から期待し、従来からの日本社会党との支持・協力関係を堅持する」としていた。しかし、六本木委員長はあいさつで、「先月二〇日発表された社会党の『党の基本政策に関する』について、その内容には強い疑問を持つ。労働組合の立場から重大な危惧を抱かざるを得ないことを明らかにし、慎重な党内論議を願う」と述べた。

この方針には革同系から「政党支持自由」の修正案がだされた。その修正案は代議員総数一九四名賛成八五名で否決された。

国労大会の決議は、「国鉄闘争最大の成果は、少数になつたとはいえ国労を守り抜いたこと。そこで培われた仲間意識の深さ、より強固になつた団結のきずなは、必ず今後の労働組合運動発展の原動力となつていくものと確信する」と述べている。

この意義はきわめて大きい。国労が残つたがゆえに、出向問題の本質が大衆的に暴露された。鉄道労連内部の労働と鉄労、社員労、鉄輪労との矛盾はさらに激化する傾向にある。国労への組織復帰もこうして拍車がかかりつつある。

日教組の良心グループの結集と持続、大会への努力が積み重ねられていることは、国労の修善寺大会があつたればこそであろう。さらに国労は昨年の一月一日、そして今年の二月二六日と反失業闘争の輪を拡大している。七月六日の九段集会、総評大会での修正案提出も国労の力が大きい。

国労の仲間は、この事実に自信をもち、さらに運動を拡大していくことが重要だ。ガンバレ！ 国労。

(T)

十一・二五 「党建協全国代表者会議」のご案内

労組右派幹部の「社会党ジャック」に道を開く、「契約労働制度」導入を盛り込んだ「党改革推進委員会報告（案）」の下部討論が十月二〇日から始まり、十一月二〇日の全民労連発足と合わせて、「党解体・労働運動の死」へのテンポは急ピッチです。

この状況を乗り越え、闘う社会党を守りぬかなければ、平和と民主主義はたいへんな危機にさらされます。死者は生者に警告しています。闘う労働組合が姿を消し、社会主義政党が壊滅したときに来るものは、暗黒の時代です。

さし迫る危機を突破するために、心ある日本社会党員がなすべきことは何か。情勢認識を統一し、自らの任務と闘いの方向を明らかにすることです。「党建協」が左記のとおり、「全国代表者会議」が開かれる。さそい合わせ参加しようではないか。

日 時 十月二五日（日）午後二時～五時

記

場 所 全水道会館大会議室（縦武線・水道駅下車、徒歩三分）

テー マ (1) 安保・自衛隊政策に関する提言 (2) 「労戦問題」について (3) 社会党第五三

回大会に向けて (4) その他

主 催 党建協（日本社会党建設研究全国連絡協議会）

*なお、緊急臨時総会は表記に名称を変更し、東京の結成総会は、十月二六日（月）午後六時（全水道会館）に延期されました。

◇資料と解説◇

核廃絶への大きな一步

シェワルナゼ・ソ連外相とシュルツ米国務長官の三日間にわたる会談の最大の成果は、中距離ミサイルと作戦・戦術ミサイルの廃絶に関するソ米協定締結への途上における不一致や障害の多くが克服されたことである。核兵器が出現して以来、正確に言えばソ連と米国の核対決の歴史の中で初めて二つのクラスの核ミサイルの廃絶に関する合意が達成された。しかるべき条約の締結についての原則的合意が達成され、ジュネーブの双方の代表団に対し必要な指示がなされた。ソ連外相と米国務長官は核実験問題をも討議し、今年の二月一日までに大がかりな段階的交渉を開始することに合意した。

ワシントンからのグッド・ニュースは世界に大きな反響を引き起こした。国連では、ソ連と米国が中・短射程の核ミサイルの廃絶を見込んだ条約の締結について原則的な合意を達成したことを歓迎した国連事務総長の声明が配布された。コール西独首相はソ米外相会談の成果に深い満足の念を表明し、このことが軍縮・軍備管理分野での今後の前進に役立つことへの期待を述べた。ハウ英外相も、このような協定の調印は「軍縮分野での偉大な達成となる」と声明した。ワシントンでは本年秋にゴルバチョフ・レーガン会談を開催することが取り決められた。このソ米首脳会談が人類に差し迫った脅威の完全な根絶に向けた新たな、大きな一步の出発点となることを期待したい。

資料3 米ソ共同声明（八七・九・一八）

E・シェワルナゼ・ソ連共産党中央委員会政治局員・ソ連外相とシュルツ米国務長官は、両国関係のあるべき側面について三日間にわたる有益で詳細な討議を終えた。

ソ連外相と米国務長官は核兵器、通常兵器の制限と削減にかかる問題および化学兵器の問題の総体を検討した。双方は専門家を加えてとくに中射程および短射程ミサイルについて綿密な交渉を行い、その結果かかるべき条約を締結することで原則的な合意が達成された。双方のジュネーブにおける代表団には、残された技術問題を解決し、条約案文を速やかに完成させるため集中的に作業するよう指示がだされた。

ソ連外相と米国務長官は、ジュネーブにおける核・宇宙軍備交渉の枠内で戦略攻撃兵器の五〇%削減条約の作成へ向けても同様の積極的な努力が必要だという点で合意した。核実験問題を検討し、双方は一九八七年一二月までに単一のフォーラムで行われる大がかりな段階的交渉を開始することに合意した。双方は、この問題に関する個別の声明を承認した。

ソ連外相と米国務長官は、地域問題についても討議した。両国関係の問題も広範囲に討議され、一九八七—一九八八年度においてソ米協力の各分野における協同行動を一層活性化するための行事計画が合意された。人権問題と人文問題の建設的な討議が行われた。

シェワルナゼ・ソ連外相とシュルツ米国務長官は、ジュネーブ核・宇宙軍備交渉における代表団の作業の結果も含めて前述したすべての分野での作業の結果を総括するため追加の会談を行うことで合意した。双方は、このような会談を一〇月後半にモスクワで開くことを取り決めた。

中射程・短射程ミサイル条約に調印し、両国関係の問題のあるべき側面を検討するためゴルバチョフ・ソ連共産党中央委員会書記長とレーヴィン米国大統領の会談を開くことが取り決められた。首脳会談は一九八七年秋に開かれる。具体的な期日は一〇月、モスクワでのソ連外相と米国務長官の会談の過程で決定されよう。

◇ 読者からのおたより ◇

ロシア革命七〇周年運動の一貫として、ソ連、DDR、西ドイツに行って来ました。人間が大切にされる社会をつくるため、少しでも頑張りたいと思います。

(横浜・T)

今、大阪では全民労連の発足を前にして「総評労働運動の歴史と伝統を守り、継承・発展をめざす一〇・七集会」の取り組みがおこなわれています。国労、全港湾の呼びかけにより、総評解体に反対する団体、個人を結集し、総評の階級的労働運動を再構築するため、職場、地域の仲間とともに、「一〇・七集会」の成功を勝ち取りたいと考えています。

(大阪・O)

貴社のますますのご発展を期待します。私たちも階級的労働運動を守りぬくため、小さな職場ですが、全力でがんばります。

(長野・H)

大阪「一〇・七集会」連合に行かない単産を軸に、連合へ行く単産でも連合反対の単組、支部、分会、役員、活動家、労働者の総結集をめざします。連合に行かずに、われわれは何をするのか。貴誌の提起に期待しています。

(大阪・M)

投稿 反撃の条件を考える

右翼労戦統一にほとんどの者が反対であることが第一の特徴です。「下部末端では右翼労戦統一に対して反対意見が圧倒的であるにも関わらず、なぜ、総評、自治労中央本部、北海道本部は「全的統一」方針を推進するのか。春闘でも、反合理化闘争でも、反戦・平和でも、総評のこれまでの路線は同盟とは正反対の運動をやっている。決して、いっしょになつては、やっていけない。」「にもかかわらず強行するのは、自治労が総評事務局長を派遣しているからだろう、また、中に入つて変えていくことに自信があるからか。」「しかし、情勢はそう甘いものではないことは、この間の経過からも明らかである。」

第二の特徴は同盟路線にすり寄ることへの危惧です。「自分たちが大会で決議を上げて運動を進めてきた『反戦・平和』『幌延闘争』はどうなるのか」「政党支持では、我々は社会党である。民社支持の同盟とはいっしょにできない。」春闘では、下部で家計簿をつけた要求を出し、ステッカー、ワッペン、三角柱を大衆闘争でがんばってきた。その運動はこれからどうなるのか。」「ワッペン闘争など全体でたたかうことがあつたら、団結が強化され、組合が強化された。それはどうなるのか。」

以上の発言から、多くの仲間はたたかう総評路線を求めているし、私たちの任務は職場的反合理化闘争を基本に、総評路線を守つていくことだと思います。こうした学習会を全国的に組織し、それを横断的につなぐことが反撃の条件だと思います。

(北海道・A)

「もつともつと学ぶ」

先日私は、反独占、反自民、反合理化は昔のことと今は、そんなことを言つている時ではない。そんなことを言つているのは少数派だ!!とある役員に言われました。

反独占、反自民、反合理化が正しい路線であり、今こそこの旗を高くかかげ社会党、総評がたたかわなければならない時はないと思うのですが、それとは逆に大きな流れに影響を受けていられるのだろうか。こうした考えの延長線上には、独占資本が大きな口を開けて待つていることに、お気付ではないのだろうか? こんな簡単なことが、長年役員をされている方でもおわかりにならないのだ!

こういう考えが、わが国の労働運動をあやまらせることになる、我々はもつともつと学ぼう。

(埼玉・Y)

社会党が「党改革」でブロック会議

九月二十一、二三日、社会党は中央委員会を開き、(1)山口見解の承認、(2)「党改革推進委員会報告（案）」の下部討議（ブロック会議）を決めた。

日程は北海道一〇月一八日、東北一〇月一三日、関東・東京一〇月二〇日、北信越一〇月一五日、東海一〇月一九日、近畿一〇月一〇日、中国・四国一〇月二三日、九州一〇月二〇日というものの。

「党改革推進委員会報告」に多くの批判、疑問が噴出していることをみれば、この急ぎ方は尋常ではあるまい。さらにビックリさせられるのは下部討議がブロック会議だけに限定されてしまう恐れがきわめて強いことだ。しかも九月二十五日付の「通達」には、ブロック会議への参加対象者を「県本部役員及び県本部が認めた関係者」と規定している。

資料4 「組織改革の具体的構想（案）」への意見書

（社会党茅ヶ崎総支部の八名）

一、はじめに

神奈川勤労県民の生活向上・権利、反戦・反基地、平和闘争のたたかいの先頭になり、また一緒にたたかっている県本部執行委員の皆さんに対して心から敬意を表します。

中曾根内閣は数の論理を基に、政治、教育の反動化を推し進めながら、軍備の拡大強化を図るなかで、日本社会党の任務は今日益々重要な役割となっています。

そのなかで、中曾根内閣の公約違反である「売上税」に対するたたかいは、まさに勤労国民が一体となり、反売上税の統一行動が展開できたことは反自民のたたかいの輪が広がったことを教えられたと存じますし、今後の活動に生かす条件が出てきたと思います。

社会党神奈川県本部もこうしたたたかいと一緒に統一自治体選挙でのほぼ完全な勝利は、私たちにたたかいの自信と展望を与えたものであると考えます。

現在、社会党中央本部の組織基本問題検討委員会で討論されている「組織改革の具体的構想（案）」（以下構想（案））について大変な危惧をいだかずにはいられません。社会新報（八月四日号）で読み、自らの今までの党活動を振り返って見た時に、まさにこれは「党活動は何か、社会党の歴史的運動が消えてしまうのではないか」「党組織が無くなってしまうのではないか」と思うことは私たちだけではないと存じます。

県本部においてもこの構想（案）に対し、充分な検討と討論がされて、九月二一日、二二日の中央委員会に臨むと思いますが、以下の通り意見を申し上げ、党県本部の意見集約のなかに生かしてもらいたいと思います。

二、具体的意見内容について

①意義と目的のなかで、その一貫して主張されていることは、まさに党組織活動が今日までの運動で検証されたなかでの総括がきちんと提起されていない一方で、「新宣言」の中味で書かれ、提起されていることは私たちの運動のあり方、運営について問題があると考えます。また、小委員会の作業でも最初に総括がされるべきだと存じます。

私たちは常に、方針に沿って活動を展開し、それによって活動の不充分性を総括しながら新たな活動に生かすという、方針、総括を大切にしてきました。今回はこのような形は取らずに、提起されていることはとても残念だといえます。

②このなかで、「自立、参加、分権の原則」は、私たちが自民党政府と対決するために、地方自治体選挙におけるたたかいの方針を示したものであったといえます。すなわち、地

方自治体における中央集権の強化に反対する立場であったといえます。それがなぜ、党組織に採用されるのか理解できません。

また、「合意に基づく統合を組織原則」ということは、今日までの党組織原則第一四条「民主集中制」を原則として運営してきましたし、党員が党内における討論の場を保障し、党員ならすべての方針、総括について意見を述べることができます。また、少数意見であってもそれを大切にしながら決定されたことは全党員が守り、運動を進めてきたと考えます。

今回の「合意に基づく統合」と「民主集中制」の違いが明確ではありません。それをまづ論点整理をすべきであり、また、なぜ「民主集中制」ではいけないのかということも明確にすべきだと考えます。

③党員の資格と権利・義務では、党活動に対する組織性が全くなくなってしまうことであり、党組織ほど組織活動を大切にしてほしいと思います。

「党活動への参加は、党員の選択に基づく権利」と言う主張は、党員の平等の権利・義務がなくなり、各党員の自主性に任せることは理解できません。また、「党機関」の運動のあり方はまさに、指導性を欠落しているといわざるを得ません。

党活動の指令部である各級機関は、様々な運動を党の方針に基づいてより一層発展、強化させるためには、それぞれの指導が必要であります、自主性があるのは当然であると考えます。その運動を通じながら党の影響をどう広げることができたかが求められてきたと思ひます。そのために、上部機関との連携を常に持ちながら運動に対する責任を持つべきだと思います。

こうしたことが今回は、中央本部をはじめ、すべての機関が「連絡、調整、統合」ということだけに終わっていることは理解できません。

④党員制度と運営については、まさに二重権力をつくる可能性があるといわざるを得ません。党員制度はすべて基本党員とし、それ以外はあらたに作る必要はないと考えます。また、百万党建設における総括も提起されるべきだと思います。党員の拡大は、今日までの「交友、支持する会」などの強化を図り、交流、学習を深めるなかから党員を拡大すべきであり、「交友、支持する会」は残すべきだと考えます。党員制度をより複雑化することは、それだけ機関に集中することがなくなるといえます。また、組織活動にとつてみても党の統一した指導ができなくなることは、歴史的にあきらかです。

運営については、もっと現在の組織現状を総括すべきであり、党員を増やすことと、活動を支え、共に運動をするためはどうするのかを検討されるべきだと考えます。また、社会党は今日まで、組織運営について機関中心を柱にしてきた経過からそのことについても総括されて当然だと考えます。したがって、「契約党員や議員党員」などについては認めることはできません。

⑤最後に一、この提案を読んでどうしても気になる言葉が使用されています。それは、「自立、参加、分権」「合意に基づく統合」「連絡、調整、統合」という言葉は、党組織にとって大切な運動上における正しい理解がされなければなりません。また、その説明もきちんとすべきであると考えます。

二、中央委員会において提案され、下部討議がされると思いますが充分な討論時間をつくり、党員全体として納得できる案をお互いに作り上げたいと考えます。したがってそうした作業に対する余裕ある時間、日程を企画していただくことを要望します。

書評 「喜怒哀楽の文通学」（大月書店刊）

交通政策の基本を提起

筆者は、長崎総合科学大学の日比野正己氏。「交通権」の発見者で、その道では知らない人は無いであろう。本書では、「交通」・「移動」の本質論を踏まえて、「おまつり学」を全面展開しているが、その内容は、交通政策を考える上で、多彩でしかも極めて本質的な提起を含んでいる。

『喜の交通学』では、交通の、より基本的に「移動」のもつてゐる具体的な意味を、身障者の体験を通して把握し直す。

「好きな時、好きな場所へ自分ひとりで行ける」
健常者にはかえって意識されていない「移動の自由」の大切さを、身障者は生々しく感じとつてゐる。そして筆者は、「交通権」＝「自由に移動する権利」は「手段的権利」ではなく、それ自体が「幸福追求権」の一つであることを、描きだしてゐる。「移動」は単に目的達成の手段であるだけではない。それは、生活そのもの、生きることそのものなのだ、と。そして、本書の結語である「おまつり学」も、「移動」が生活そのものである、という筆者のこの思想に直接根ざしてゐる。そして勿論、筆者の十数年の研究と運動も、ここに根ざしてゐるに違ひない。

『怒の交通学』『哀の交通学』では、政府の交通行政が徹底的に糾弾される。国鉄「分割・民営化」と交通公害が、糾弾の主対象である。

ここでは『喜』において明らかにされた「交通権」・「幸福追求権」という思想が、さらに展開される。一つは、「交通権」そのものの内容として、国は、全国人民にそれを平等に保障する義務がある、ということ。そして保障するという内容には、「交通」が「安全・正確」を要求されるという特殊性から、それに従事する労働者（専門家！）の生活と労働条件は、安定的に確保されなければならない、ということが含まれること。さらにそれが「幸福追求権」であることから、同時に他の人々の幸福追求権を不当に侵害してはならない、ということ。これらが交通政策の基本におかれるべきは、言うまでもない。

そして終章『樂の交通学』では、こうした交通論の運動化・具体化として、公共交通分野での政策闘争、道路行政に対する要求闘争、そして極め付けの「おまつり学」が展開される。筆者の強調する「おまつり学」が含む内容は極めて豊富である。それは、結局「交通」＝「移動」というものが、生活そのものであることの反映であることを、われわれに示してゐる、と言えるだろう。

終章で強調されているもうひとつことは、「バスを十倍楽しくする方法」であり、それに直結する長崎交通労働組合の政策闘争の実践であろう。ここでわれわれは、「労働者と勤労国民にとって経営（公営であれ私営であれ）とは何なのか」という問題をつきづけられる。

「十倍楽しくする方法」のアンケートに現れる労働者の意見は、その大半が「客引きの知恵」である。しかしそのことが、客の、利用者の立場から交通のあり方を考えてみる第一歩であることも確かである。そして実際にそれを実施してみたとき、労働者は利用者の切実な要求に接するのだろう。そして、その要求を受け入れろ！と主張するとき、労働者は、企業の経営のあり方について、発言してゐるのである。国鉄で言えば、「ダイヤ改善要求の闘い」はまさにそれであつた。労働者は、それが実現可能か否か最も良く知つてゐる。そしてこの点において、「経営とは何なのか」という事が問題として浮かび上がつて

◇「社会通信」創刊一〇周年記念
一一・七全国学習会」のご案内

社会主義と労働運動を考えるシンポジウム
 一、日頃から、全国各地で社会主義や労働運動、その他さまざまな分野で活動し、奮闘されている皆様方に心から敬意を表します。

今、わたくしたちは激動の時代に生きている、と言つても過言ではありません。「戦後政治の総決算」路線を掲げて登場した中曾根は、退陣間近かの八七年九月、「昨年夏に提唱した八六年体制論は誤りないとし、左にウイングを伸ばすこの論は時代状況にマッチしたものだ」と強調し、その上で後継者が「戦後政治の総決算路線を継承発展させる」ことを求めました（八七年九月一二日の自民党研修会での講演）。

国鉄解体とその後の国労攻撃の全経過に端的にあらわれている通り、中曾根政治は「国の歩みを変える臨調行革」に反対し、抵抗する勢力を徹底して弾圧し尽くし、反抗勢力を一掃する強権政治を開拓してきました。この路線、八六年体制論の継承発展こそが「今後の進路」だと強調しているのです。

二、このような政治情勢下にあって、日本社会党と総評はいま、重大な岐路に立っています。党は、「新宣言」に統いて基本路線（安保・自衛隊、対「韓」国政策、エネルギー問題などの見直し）と党機構・組織改革の作業などがおこないつつあります。かりに、これを容認するとすれば社会主義政党・革新政党からの変質を意味することは明らかであります。

一方、総評はいま、労働戦線の「全的統一」を九〇年に達成し、同時に総評自体の解散をも決定し、すでに総評と地県評の解体にむけた具体的な作業が進めています。今や、総評が、そして全単産と全地県評が確認し合い追求してきたはずの「五項目補強見解」「三つの課題」は放棄し、それに代って全民労連の承認とそれへの合流こそが「時代の流れ」だとされ、この流れは官公労を巻きこんで進行しています。

このような党と総評の変質と解体を許すならば、勤労国民大衆の生活と権利が破壊されるばかりか、平和と民主主義の一層の空洞化が進むことは火を見るより明らかではないでしょうか。

三、こうした厳しい情勢下のもとで、一九七七年一月一日に創刊された『社会通信』は、この一〇年間、けつして「時代の流れ」に媚びず、一貫した主張と全国の活動家たちを激まし勇気づける活動指針を提起し続け、今日に至っています。

わたくしたちは、社会通信の創立一〇周年をひとつの区切りとし、これを契機に党と総評の危機的状況をわたくしたちの手でうち破るために新たな出発点にしたいと考えています。同時に、『社会通信』が引き続き、一貫した主張と常に新鮮な視点で全国の活動家たちに鋭い問題提起と活動指針を打ち出し続けることをも期待したいと思います。

以上の趣旨に沿って、標記シンポジウムとさやかなパーティを開催致したく思います。読者、執筆陣の皆様方のご協力とご参加を心からお願い申上げます。

（発起人代表 岩井章（国際労研会長））

一、日 程 一九八七年一月七日（土）

▼一四時二〇分開場（一四時四〇分～一五時 映画上映）

（第一部）▼一五時～一七時二〇分（記念シンポジウム）

（第二部）▼一七時四〇分～一九時三〇分（記念レセプション）

二、会場 東京都千代田区一ツ橋「一六一一」日本教育会館内

▼シンポジウムⅡ教育会館九F

▼レセプションⅡ教育会館二F、レストラン「喜山」

三、参加費

（第一部）一、〇〇〇円

（第二、第二部とも）六、〇〇〇円

◇各地ですすむ「反全民労連」のとりくみ◇

前号でもお伝えしましたが、「総評・社会党」ブロックを守るうと、さまざまな学習・総行動がすすんでいます。主要なとりくみを紹介します。

（東京）十月九十一日 社青同全国交流集会。十月十四日 国労連帯集会（国鉄闘争支援東京労組共闘会議 於・日比谷野音）。十月二十五日 党建協全国代表者会議（全水道会館）。十月二六日 東京「党建協」結成総会（全水道会館）。十月三〇日 社青同東京大集会（教育会館）。十一月四日 ロシア革命七〇周年を祝う集い（岩井事務所よびかけ、東京ステーションホテル）。十一月五十六日 国労総行動。十一月七日 社会通信一〇周年「第二回全国学習会」（教育会館）
 （地方）十月四日 千葉県労働者総決起集会。十月七日 大阪三千人集会。十月九日 京都・国労修善寺大会一周年集会。十月一八日 新潟・「党建協」結成集会。十一月四日 神奈川・労戦問題シンポジウム。
 この他にもじつに多様で創意に富んだとりくみがおこなわれ、企画されています。おかげで、全国各地の職場・地域での運動の計画、その行動展開について、社会通信に「一報ください。

（十六頁よりつづく）

来る。「お客様は神様です」というギマン的「経営觀」でない経営觀が、理論的に明示されなければならない。（その片鱗は、本書にも紹介されている。長崎交通労働組合の実践の中では提起された「エチケット運動」である。ここでは「お客様は神様です」という資本の経営觀は否定されている。同時に「乗せてやる」という官僚主義的経営觀も否定されている。それは、労働者の立場から経営というものを考えて行く鍵である。）

同時に労働者は、この闘いを通して自分の労働が社会で果たしている意味を知る。そしてそのこともまた、経営についての考え方を確立していく土台となろう。それは同時に、労働者が自分の雇用や労働条件を守る上で武器になっていくのである。

本書は、われわれが政策闘争、更に企業経営についてわれわれがどういう立場をとるべきか、について、実際に豊富な示唆を与えてくれる。交通関係労働者に限らず、活動家であれば、必読し、大いに論じ合うべき書である。

（鈴木和男）